

協議第 2 号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程（案）について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程（案）について別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 2 月 2 0 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される石狩市・厚田村・浜益村合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関して同条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

（委員）

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開とする。

（石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程の準用）

第7条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程（平成15年協議会規程第 号）第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

（石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用）

第8条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成15年協議会規程第3号）第2条から第4条までの規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。この場合において、「協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者」とあるのは「小委員会の委員長、副委員長及び委員並びに第6条第3項の規定に基づき会議に出席した者」と、「協議会委員等」とあるのは「小委員会の委員等」と、「協議会の会議」とあるのは「会議」と読み替えるものとする。

（報告）

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

（庶務）

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。